

任期付職員の募集について

令和 7 年 6 月 1 6 日

通商政策局

ビジネス・人権政策調整室

経済産業省 通商政策局 ビジネス・人権政策調整室では、企業の人権尊重責任に関する国際的な議論が活発になっていることを踏まえ、日本企業の価値向上、強靱で包摂的なサプライチェーンの構築等の観点から、ビジネスと人権に関する施策の検討・実施を行っています。中でも、米欧を中心に人権尊重を理由とした法規制の導入が進む中、日本企業による人権尊重の取組促進や、各国措置の予見可能性を高める国際協調のあり方の検討は喫緊の課題です。

また、付加価値の源泉としてデータの重要性が高まる一方で、一部の国でデジタル保護主義ともいえる動きが加速する中、こうした動きの把握や問題点の分析、相手国への制度改善要求も必要です。更には、WTO では上級委員会の不在が長期化するものの、WTO 紛争解決システムは、ルールに基づく貿易体制の根幹であり、日本も引き続き積極的に関与していく必要があります。

これらの業務を遂行するに当たり、ビジネスと人権及び通商法務に関する法律実務の経験を有する、専門性の高い職員を募集しています。採用を希望される方は、以下の要領によりご応募ください。

1. 応募資格

法律事務所等においてビジネスと人権及び通商法務に関する法律実務の経験を有する者であって、我が国又は欧米における法曹資格を有する者。

※以下のいずれかに該当する者は応募できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

2. 募集人数

室長補佐級 1名

3. 採用期間

令和7年9月から2年間を予定（延長の可能性あり）。本人の希望を考慮して調整します。

4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務員として採用します。給与は、実績等を考慮の上、決定します。勤務地は経済産業省本省（東京都千代田区霞が関）、通常の勤務時間は9：30～18：15（週5日、土日祝日を除く）となりますが、本人の希望に応じて、その他の勤務時間区分も選択可能です。

5. 業務内容

以下の業務を想定していますが、全体の業務の状況、本人の希望等を踏まえて決定します。業務には英文資料の読解や作成、国際会議への出席を含みます。なお、以下（1）～（2）の業務を優先していただくことを想定しています。

- （1） 企業の人権デュー・ディリジェンスの取組を促進するための施策の検討・実施、及び関連する海外の動向調査及び国際戦略の検討
- （2） 人権に関する各国措置（デュー・ディリジェンス法制、輸出入規制等）の法的分析・比較検証
- （3） WTO 紛争処理手続に日本が第三国として参加する案件に関する意見書作成等
- （4） 各国のデジタル保護主義に係る法制化の動きの把握を含め、プライバシー・デジタル等に関する各国制度や国際的枠組みに関する法的分析等

6. 応募方法

履歴書（写真貼付）、エッセイ（（1）大学・大学院等における研究内容、（2）現在までの職務経歴、（3）志望理由等をA4判1～2枚程度にまとめたもの、様式自由）を、電子メールまたは郵送にて下記まで提出してください。

7. 応募締切

令和7年7月7日（月）（郵送の場合は当日消印有効）

8. 選考方式

書類選考後、通過者にのみ当方から連絡し、面接選考を実施します。募集期間中でも順次選考を行います。

9. その他

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報は、この採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

10. 応募書類の提出先及びお問い合わせ先

経済産業省 通商政策局 ビジネス・人権政策調整室 担当：宮崎、入江

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話 03-3501-1539

電子メール bzl-jinken-koubo@meti.go.jp